

お米の宅配・やさしい定期購入利用規約

(お申込み前に必ずお読み下さい)

第1条 (定義)

本規約で使用する用語の意義は次の各号に定めるとおりとします。

「本規約」とは、お米の宅配・やさしい定期購入利用規約をいいます。

「本サービス」とは、お米の宅配・やさしい定期購入という名称のサービスをいいます。

「お客さま」とは、本サービスの利用者をいいます。

「TVK」とは、株式会社テレビ岸和田をいいます。

「TVK 基本サービス」とは、TVK のテレビサービス (BS コース以上)、第1種インターネット接続サービス (ケーブルインターネット・光インターネット)、電話サービスのいずれかの契約をいいます。

第2条 (適用の範囲)

お客さまは、本規約の規定に従って本サービスを利用しなければならず、本規約に同意しなければ本サービスを利用することができません。

第3条 (契約の成立)

本サービス利用の申込みは、TVK 基本サービスのいずれかの契約者に限ります。

2. お客さまはあらかじめ本規約を承認し、「お米の宅配・やさしい定期購入 申込書」に必要事項を記入のうえ申し込み、TVK がこれを承諾したときに成立するものとします。

3. すべての TVK 基本サービスを解約された場合、本サービスも解約となります。

4. TVK は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- 過去に本規約に違反するなどしたために利用契約を解除されたことがある、若しくは本サービスまたは TVK が提供する TVK 基本サービスの利用を停止されていることが判明した場合
- 本サービスの利用申込の際に、お客さまの申告事項について、虚偽の記載、誤記、又は記載漏れがあった場合
- 本サービスの料金または TVK 基本サービスの料金等について、お客さまに支払債務の履行遅延又は不履行があった場合
- その他、TVK が承諾することを適当でないと判断した場合

第4条 (本サービスの内容)

TVK は第3条 (契約の成立) に定める本サービス申込書の内容に応じて次の各号のサービスを毎月お客さまに提供するものとする。

(1) お米の種類

商品名	お米の種類	備考
高級米	お米マイスター厳選コシヒカリ	1袋5Kgあたり、配達料込み

(2) 料金

本サービスの料金は、当社が指定するウェブページに掲載する料金表

(<https://www.tvk.co.jp/topcontents/okome-no-takuhai/>) に定めるとおりとします。

(3) 配達希望

上旬 (毎月1日~10日頃)	中旬 (毎月10日~20日頃)	下旬 (毎月20日頃~月末)
----------------	-----------------	----------------

(4) 前述 (1)、(3) の内容の変更について

お客さまは (1) (3) いずれのお申込み事項も、配達の前訪問のご連絡時までであれば本サービスの内容を変

更することができるものとする。

(5) 本サービスの内容の確認方法はお客さまが直接 TVK にお問い合わせの上、確認するものとする。

第5条 (料金)

お客さまは、第4条(本サービスの内容)(1)お米の種類と料金に定める内容に従って料金を TVK に支払うものとします。

2. TVK は本サービスの内容変更、拡張、経済情勢の変動等によって料金等の変更の必要が発生した場合には、サービス料金を改定することができるものとします。この場合、第11条(規約の改定)の規定に準じて通知を行うものとします。

第6条 (配達時期の変更)

本サービスの配達時期の先延ばしは最大1ヵ月までとします。

第7条 (契約の最低購入回数)

お客さまは第4条(本サービスの内容)(1)お米の種類と料金に定める契約の最低購入回数は1年間6回とします。

第8条 (お支払い)

お客さまは、第4条(本サービス内容)に定める本サービスの利用料金について、利用月の翌月に契約中の「TVK 基本サービス」と同じ決済方法で TVK に支払うものとします。

第9条 (遅延利息)

お客さまが料金の支払いを支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払い日までの数日に応じて、年利14.5%の割合で計算した遅延金を TVK に支払うものとします。

第10条 (不適合品の処理)

提供されたお米に不良または数量不足があったときは、お客様は、お米を受領したときから1週間以内に TVK に対し、その内容を通知しなければならない。この場合、TVK は、不良品の回収及び代替品または不足分のお米を直ちにお客様に提供しなければならない。但し、お客様からの通知がお米を受領してから1週間を経過した後である場合、TVK は前項の責任を負わないものとする

第11条 (免責事項)

TVK は、以下に該当する場合の損害賠償には応じないものとする。

天災、事変その他の TVK の責に帰さない事由による本サービスの提供の停止

第12条 (規約の改定)

TVK は、事前にお客さまの承諾を得ることなく本規約を変更でき、変更後の利用規約の効力発生日の2週間前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト

(URL ; <https://www.tvk.co.jp/contract/>) に掲示し、又はお客さまに書面にて通知します。当該効力発生日後において、お客さまが本サービスを利用した場合は、TVK は、お客さまが変更後の本規約に同意したものとみなし、変更後の本規約を適用するものとします。

第13条 (反社会的勢力の排除)

TVK 及びお客さまは、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役及び執行役員をいう。）が、本契約の有効期間中、①暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、②反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供給など、何らかの関係を有していないこと、③暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（反社会的勢力等の第三者を利用して行う場合を含む。）を表明し、保証する。

2. TVK 及びお客さまは、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、かつ何らの損害賠償責任も負うことなく、本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

第14条（国内法への準拠）

本規約は日本国の国内法に準拠するものとし、本規約に生じる一切の紛争等については、大阪地方裁判所 岸和田支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が発生した場合には、TVK とお客さまは契約の締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

付則

TVK は、特に必要がある場合は、本規約に特約を付することができるものとします。

2. 本規約は、2023年3月1日から施行します。
3. この改正規約は、2024年11月1日から施行します。
4. この改正規約は、2026年4月1日から施行します。